

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書別紙（重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者名(法人)	社会福祉法人 紫雲寺加治川福祉会	法人の所在地	新発田市真野原外3331番地2
代表者	理事長 桐澤 芳典	設立年月日	平成6年4月22日

2 事業所の概要

事業所名	新発田北地域包括支援センター	所在地	新発田市真野原外3331番地2
指定年月日	平成20年 4月 1日（番号1500600067）	電話番号	0254-41-4646
営業日	土日・祝日、年末年始(12/31～1/3)を除く日	FAX番号	0254-41-2588
営業時間	8:30～17:30 ※24時間緊急連絡ができる体制を整えます	通常の実施地域	紫雲寺中学校区・加治川中学校区

3 事業の目的と運営方針

利用者に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することにより、状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、保険者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービス内容

(1) 介護予防サービス・支援計画書の作成

- ① 利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の状況などを勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者などを定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいたサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。
- ③ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際して、利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ④ 担当者は利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための適切なサービスの組み合わせについて検討し、生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供するうえでの留意事項等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
- ⑤ 上記については、担当者は利用者の居宅を訪問し利用者及び家族等に面談をして行います。
- ⑥ 担当者はサービス担当者会議（利用者及びその家族等の参加を基本としつつ、介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議）を開催し、利用者の情報の共有や専門的な見地からの意見を求めます。

- ⑦ サービス担当者会議は、新規利用のほか、要支援認定の更新時、介護認定の区分変更時、介護予防サービス・支援計画書の変更時などに開催します。やむを得ない事情がある場合には、照会等により意見を求めることがあります。
- ⑧ 介護予防サービス・支援計画書の原案に位置づけた居宅介護サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及び家族等に説明し、文書による同意を得、利用者及び指定居宅サービス事業者、主治医に交付します。
- (2) 利用者状況の把握及びサービス実施状況の評価
- ① 介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) 要支援認定の申請にかかる援助
- ① 利用開始に際し要支援認定を希望する利用者については、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ② 要支援認定更新申請等について必要な援助を行います。
- (4) 関係機関との連携
- ① 担当者は介護予防サービス・支援計画書に訪問看護や通所リハビリテーションなどの医療サービスを位置付ける場合、事前に主治医へ必要性などの意見を求めます。問い合わせの内容や医療機関によっては「診療情報提供料」が医療機関から請求されることがあります。そのような場合には事前に利用者及び家族にその旨の説明をし了承を得ます。
- ② 医療サービスとの連携に十分配慮いたします。利用者が病院などに入院する必要が生じた場合は、担当する計画作成者の氏名、事業所名、連絡先を入院する病院にお伝えください。
- ③ 入退院の際には、担当者と医療機関で生活状況や治療内容などの情報共有を行うことがあります。
- ④ 利用者が介護保険施設等へ入所を希望する場合や、他の居宅介護支援事業所等への変更を希望する場合、要支援認定を受けた場合には、施設や事業所へこれまでの生活状況などの情報提供を行います。
- (5) 給付管理
- ① 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、新潟県国民健康保険団体連合会に提出します。

5 職員体制

職種	常勤人数	非常勤人数	備 考
管理者	1 名	—	社会福祉士兼務
保健師	1 名以上	0 名	
社会福祉士	1 名以上	0 名	
主任介護支援専門員	1 名以上	0 名	
介護支援専門員	1 名以上	0 名	※1 人以上（常勤又は非常勤）

6 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険から全額給付されるため、利用者から負担いただく料金はありません。

なお、この利用料金は厚生労働大臣が告示で定める料金、新発田市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱で定める料金であり、これが改定された場合は、自動的に改訂します。

(1) 契約当初の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメントにかかる費用

サービスの内容	法定利用料	利用者負担額
介護予防支援費	1 か月 4,420 円	利用者の負担はありません
介護予防ケアマネジメントA	1 か月 4,420 円	
介護予防ケアマネジメントB	計画作成月 4,420 円	

注1) 新規に介護予防サービス・支援計画書を作成する場合、上記法定利用料に3,000円を加算します。

注2) 居宅介護支援事業所に業務委託する際に情報連携を行った場合、上記法定利用料に3,000円を加算します。

注3) 通所型サービスC複合型終了時後、6か月後に訪問・評価を行った場合、上記法定利用料に1,200円を加算をします。

(2) その他の費用

希望によって次の業務を行う場合は、別途、ご負担いただきます。

- ・ サービス提供記録物等複写料・・・実費相当分

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必

要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には速やかに対応します。

8 相談・苦情対応

皆様からの相談・苦情は以下のとおり対応しますので、遠慮なくお申し出ください。

(1) 相談・苦情の窓口

ア サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口設置場所	新発田北地域包括支援センター	社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
苦情解決責任者	—	施設長 高橋 定男
苦情受付担当者	管理者 北澤 暁雄	—
連絡先	0254-41-4646	0254-41-4700
受付時間	8時30分～17時30分（土日・祝日等を除く）	

イ 公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

機 関 名	連絡先
新発田市 高齢福祉課	0254-22-3030
新潟県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (介護予防支援のみ)	025-285-3022

ウ 第三者委員

氏 名	連絡先	備考
寺野 徹	090-5418-3014	受付時間：随時
新井田 慎	080-6547-3364	

エ その他、サービス利用時、直接お申し付けいただくこともできます。また、書面による相談・苦情は特別養護老人ホームしうんじ正面入り口に備え付けの「投書箱」に入れてください。

(2) 相談・苦情の処理手順

ア サービスを受けた利用者（利用者や家族）から具体的な相談・苦情の内容をお聞きします。

なお、相談・苦情をお受けする際、わかる範囲でサービスの種類、提供年月日及び時間、担当した職員の氏名等をお聞きしたうえで対応します。

- イ 事業所内において、苦情受付担当者を中心とした相談・苦情処理のための会議（問題点の整理・洗い出し及び今後の改善策）を開催します。
- ウ 苦情受付担当者が直接利用者に対して口頭で事情説明を行います。なお、文書による回答を求められたときは、口頭説明に合わせて文書をお渡しします。また、ア～ウの一連の概要は苦情・相談等記録票に記載します。
- エ 苦情処理の場合、その概要についてまとめ苦情解決委員会（第三者委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者と構成する委員会）に報告し、さらなる改善点について助言を受けます。
- オ 事業実施マニュアルの改善・見直しを行い、再発防止に努めます。

9 虐待防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

10 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

令和 年 月 日

利用者のサービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業所)

所在地 新潟県新発田市真野原外3331番地2
事業所名 社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
 新発田北地域包括支援センター
 (指定番号 1500600067)

管理者
説明者